

令和4年神審第22号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月10日10時15分

福井県立石岬北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

モーターボートB

総 ト ン 数	10トン	0.6トン
登 録 長	10.63メートル	4.99メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	559キロワット	22キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操縦席を設け、同席前部中央にレーダーを、その右舷側にGPSプロッター、魚群探知機、機関遠隔操縦装置及び舵輪をそれぞれ備えた2機2軸のFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、家族1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年10月10日05時30分福井県早瀬漁港を発し、立石岬北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時00分釣り場に到着して釣りをを行い、その後移動しながら釣りを行った後、帰航することとし、10時02分半少し過ぎ立石岬灯台から324.5度（真方位、以下同じ。）3.48海里の地点を発進すると同時に針路を172度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵によって進行した。

a受審人は、同乗者を船尾甲板に座らせ、自身は舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させて立石岬北西方沖合を続航した。

a受審人は、10時12分立石岬灯台から304度2.14海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針時に進行方向を一見した際、船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、

見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに進行し、10時15分立石岬灯台から291度1.83海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に前方から82度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操縦席を設け、同席前部中央にGPSプロッター、魚群探知機及び舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日06時30分福井県敦賀港第3区を発し、立石岬北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時20分釣り場に到着して釣りをを行い、その後、移動しながら前示衝突地点付近の釣り場に至り、09時30分機関を停止し、船首を西方に向けて漂泊を開始した。

b受審人は、左舷側中央部で左舷方を見ながら釣りをを行い、同乗者2人が仮眠をとる中、10時12分前示衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、右舷船首82度1,000メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、10時15分僅か前右舷至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を、Bは、右舷中央部外板に亀裂を伴う破口等をそれぞれ生じ、B同乗者1人が、頸部捻挫を負った。

#### (航法の適用)

本件は、立石岬北西方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、立石岬北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、立石岬北西方沖合において、釣り場から帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針時に進行方向を一見した際、船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けずそのまま進行して衝突を招き、A、B両船

それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、立石岬北西方沖合において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A、B両船それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月15日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広